

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日
の翌日
の翌日
の翌日)

目次

- ◇規則 災害救助法施行細則の一部を改正する規則
- ◇告示 国民健康保険法第三十九条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険法第三十七条第一項に規定する療養取扱機関としての申出の受理があつたものとみなされるもの
- 保険医の登録
- 昭和四十一年六月鳥取県告示第三百六号の一部改正
- ◇選挙告示 政党、協会その他の団体及びその支部の収支に関する報告書の要旨
- ◇人委規則 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
- ◇公 告 美容師試験及び美容師試験の実施
- ◇雑 報 児童福祉法により一時保護を加えた児童の所持していたもの
- ◇正 誤 鳥取県立図書館規程及び職員職の設置に関する規則の一部を改正する規則中訂正

規則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年九月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十六号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十五年三月鳥取県規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第三の一中「七百元」を「千三百円」に、「千円」を「千八百円」に改める。

別表第三の二中「1に該当する者については二十円」を「1に該当する者については三十三円」に、「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。」を「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあり、又はあつた者を含む。」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十二年四月一日から適用する。

告 示

鳥取県告示第六百十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年九月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号 氏 名 登録の年月日

鳥 国 南 二 一 六 七 音 田 清 人 昭和四十二年九月十三日

鳥取県告示第六百二十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年九月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号 氏 名 登録の年月日

鳥取県 一七七 貝 田 俊 彦 昭和四十二年九月十八日

鳥取県告示第六百二十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年九月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療所の名称 所在地 申出の受理の年月日

須山胃腸科医院 米子市東町五五 昭和四十二年九月十六日

鳥取県告示第六百二十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令

第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十二年九月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名 住 所 登録の記号 及び番号 登録年月日

音 田 清 人 東伯郡東郷町松崎四一〇 鳥齒二六七 昭和四十二年九月十三日

鳥取県告示第六百二十三号

昭和四十一年六月鳥取県告示第三百六号（鳥取県指定代理金融機関の指
定について）の一部を次のように改正する。

昭和四十二年九月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「株式会社鳥取銀行賀露支店 鳥取市賀露町 鳥取市 収納及び支払
事務」を「株式会社鳥取銀行湖山支店 鳥取市湖山 鳥取市 収納及び
支払事務」に改める。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条及びこれを
準用する同法第十八条の規定による政党、協会その他の団体及びその支部
の収支に関する報告書の要旨を、同法第二十条の規定により次のとおり公
表する。

昭和四十二年九月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 定 治

4 主たる寄附者及び支出

(1) 寄附者

	政党、協会その他の団体名	寄附の総額	数件	寄附者の氏名又は団体名	職 業	住所又は主たる事務所の所在地
1	加藤重蔵後援会	2,000円	1件	八 田 隆 利	団体職員	鳥取県倉吉市
		2,000円	1件	今 村 時 男	〃	鳥取県鳥取市
		2,000円	1件	塚 本 邦 夫	〃	鳥取県東伯郡羽合町
		2,000円	1件	淀 瀬 茂	〃	鳥取県東伯郡羽合町
		2,000円	1件	井 沢 董	〃	鳥取県日野郡溝口町
		2,000円	1件	野 呂 寛	〃	鳥取県東伯郡東伯町
		2,000円	1件	荻 原 豊太郎	〃	鳥取県八頭郡河原町
		2,000円	1件	森 本 成 人	〃	鳥取県気高郡気高町
		2,000円	1件	中 田 定 之	〃	鳥取県気高郡鹿野町
		2,000円	1件	田 中 好 昭	〃	鳥取県岩美郡岩美町
		2,000円	1件	本 川 一 孝	〃	鳥取県倉吉市
		1,000円	1件	山 西 学 文	〃	鳥取県鳥取市
2	自由民主党鳥取県支部連合会	970,000円	1件	自由民主党		東京都千代田区
		360,000円	1件	鳥取県選出国會議員団		東京都千代田区
		159,000円	1件	鳥取県議会自由民主党		鳥取県鳥取市
3	全国たばこ耕作者政治連盟鳥取県支部連合会	138,560円	4件	全国たばこ耕作者政治連盟		東京都港区
4	鳥取県医師連盟	40,000円	1件	鳥取県医師会		鳥取県鳥取市
		300,000円	1件	日本医師連盟		東京都千代田区
5	鳥取農政同志会	270,000円	3件	鳥取県農協農政協議会		鳥取県鳥取市
6	広田藤衛後援会	2,500円	1件	中 村 栄一郎	寝具業	鳥取県鳥取市

(2) 支 出

	政党、協会その他の団体名	支出の総額	件数	支出の目的
1	生田泰治後援会	7,000円	2件	人件費
2	加藤重蔵後援会	12,000円	1件	賃借料
		3,000円	1件	事務諸費
3	自由民主党鳥取県支部連合会	333,000円	12件	職員費
		56,580円	8件	旅 費
		171,610円	25件	雑 給
		199,900円	6件	電話料
		67,255円	22件	通信運搬費
		17,395円	5件	消耗品費
		51,690円	3件	印刷費
		17,680円	4件	備品費
		22,000円	12件	広告料
		60,000円	6件	借家料

	100,000円	5件	西部事務所費	
	24,890円	10件	雑費	
	45,000円	3件	役員費	
	16,958円	2件	会議費	
	50,000円	1件	選挙対策費	
	14,000円	4件	組織部会費	
4	生長の家政治連合鳥取県支部	2,180円	2件	通信費
	42,900円	2件	分担金	
	2,000円	1件	活動費	
	2,000円	1件	印刷費	
5	全国たばこ耕作者政治連盟鳥取県支部連合会	714,280円	2件	拠出金
	10,000円	1件	負担金	
	101,980円	4件	旅費	
	2,500円	1件	印代	
	180,338円	1件	支部活動費	
6	全国たばこ耕作者政治連盟鳥取支部	21,160円	3件	旅費
	6,525円	2件	印刷費	
	177,105円	1件	拠出金	
	2,300円	1件	印代	
	5,738円	1件	会議費	
	54,362円	1件	助成金	
	1,420円	1件	食糧費	
7	全国たばこ耕作者政治連盟米子支部	53,125円	1件	役員会費
	18,850円	1件	協議会費	
	394,577円	1件	拠出金	
	20,670円	1件	組織強化費	
	12,980円	1件	大会費	
8	大韓民国居留民団鳥取県本部	78,000円	6件	役員手当
	42,906円	6件	通信運搬費	
9	鳥取県医師連盟	37,700円	2件	旅費
	100,000円	2件	寄附金	
	30,500円	3件	通信運搬費	
	40,500円	1件	食糧費	
10	鳥取県歯科医師政治連盟	1,600円	1件	通信費
	15,000円	1件	總會費	
11	鳥取農政同志会	270,000円	10件	寄附金
	3,090円	1件	通信事務諸費	
12	広田藤衛後援会	1,500円	1件	会場費

人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年九月二十九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十八号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十号)の一部を次のように改正する。

別表中

病院	院長 副院長 医長 室長 薬剤長 事務長
病院	院長 副院長 医長 室長 薬剤長 事務長
土木出張所	所長 総務課長

を に、 を

教育局員事務所

土木出張所	所長 総務課長
鳥取空港	空港事務所長
尾際治水ダム建設事務所	所長
本庁	教育長 次長 課長 主査 課長補佐 経理 室長 議事秘書係長 管理係長 給与係長 学務係長 人事第一係長 人事第二係長 管 理係主事(人事関係の企画に関する事務を行 なうものに限る。) 給与係主事(人事関係の 企画に関する事務を行なうものに限る。) 人 事第一係主事(企画に関する事務を行なうも のに限る。) 人事第二係主事(企画に関する 事務を行なうものに限る。)
教育事務所	所長 学事係長 学事係主事(人事関係の企 画に関する事務を行なうものに限る。)

を に、 を

教 育 委 員 会 事 務 局

本 庁	教育事務所
教育長 次長 課長 主査 課長補佐 經理 室長 議事秘書係長 管理係長 給与係長 学務係長 人事第一係長 人事第二係長 人 事第一係主任(企画に関する事務を行なうも のに限る。) 人事第二係主任(企画に関する 事務を行なうものに限る。) 管理係主事(人 事関係の企画に関する事務を行なうものに 限る。) 給与係主事(人事関係の企画に関す る事務を行なうものに限る。) 人事第一係主 事(企画に関する事務を行なうものに限る。) 人事第二係主事(企画に関する事務を行なう ものに限る。)	所長 学事係長 学事係主任(人事関係の企 画に関する事務を行なうものに限る。) 学事 係主事(人事関係の企画に関する事務を行な うものに限る。)

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

理容師法(昭和22年法律第234号)第2条第1項に規定する理容師試験
 及び美容師法(昭和32年法律第163号)第4条第1項に規定する美容師試
 験を次のとおり実施する。

昭和42年9月29日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の日時及び場所

(1) 学科試験

日時 昭和42年10月24日 午前9時

場所 鳥取市東町1丁目 鳥取県庁講堂

米子市角盤町2丁目 米子保健所講堂

(2) 実地試験

日時 昭和42年11月13日 午前9時

場所 鳥取市上町 鳥取県理容美容専門学校

2 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、理容師試験受験者にあ
 っては厚生大臣の指定した理容師養成施設において、美容師試験受験者
 にあつては厚生大臣の指定した美容師養成施設において、昼間課程にあ
 つては1年以上、夜間課程にあつては1年4箇月以上、通信課程にあつ
 ては2年以上理容師又は美容師たるに必要な知識及び技能を修得した後
 1年以上の実地習練を経たもの

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者

<p>(2) 旧国民学校令 (昭和16年勅令第148号) による国民学校の高等科を修了した者</p> <p>(3) 旧中等学校令 (昭和18年勅令第36号) による中等学校の2年の課程を終った者</p> <p>(4) 理容師試験受験者にあつては理容師法施行規則の一部を改正する省令 (昭和28年厚生省令第64号) 附則第3項各号に、美容師試験受験者にあつては美容師法施行規則 (昭和32年厚生省令第43号) 附則第9項各号に規定する者</p> <p>3 試験の方法</p> <p>試験は学科試験及び実地試験とし、実地試験は学科試験に合格した者でなければ受けることができない。</p> <p>4 出願の方法</p> <p>(1) 願書の提出期間 昭和42年10月2日から昭和42年10月14日まで (郵送のものについては、昭和42年10月14日までの消印のあるものは有効とする。)</p> <p>(2) 願書の提出先</p> <p>ア 県内居住者は、住所地を管轄する保健所</p> <p>イ 県外居住者は、鳥取市東町1丁目鳥取県厚生部衛生課</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 受験願書 (別記様式によること。)</p> <p>イ 履歴書 (最終学歴、養成施設の所在地並びに実地習練を行なつた場所及び期間を記載すること。)</p> <p>ウ 指定養成施設の卒業証書の写し又は卒業証明書</p> <p>エ 実地習練を終了したことを証する書面</p>	<p>オ 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書</p> <p>カ 写真 (出願前6箇月以内に撮影した名刺判、脱帽、正面上半身のもので、裏面に住所、氏名及び生年月日を記載したもの)</p> <p>(4) 理容師法施行令 (昭和28年政令第232号) 第5条第4項又は美容師法施行令 (昭和32年政令第277号) 第2条第4項の規定により、学科試験を免除される者は、(3)のイからエまでの書類にかえて、知事の発行した理容師又は美容師学科試験免除通知書の写しを提出すること。</p> <p>5 試験手数料及びその納付方法</p> <p>(1) 試験手数料 1,000円</p> <p>(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はりつけ欄にはりつけること。この場合、消印をしないこと。</p> <p>(3) 既納の手数料は還付しない。</p> <p>6 試験場に持参するもの</p> <p>(1) 学科試験 受験通知書、筆記用具及び屋食</p> <p>(2) 実地試験</p> <p>ア 受験通知書、屋食及び上げき</p> <p>イ 理容師試験を受ける者 白衣 (ネームのはいらぬもの) 及び調髪、顔そりに必要な器具、応急薬品等</p> <p>ウ 美容師試験を受ける者 白衣 (ネームのはいらぬもの)、コールドパーマネットウエアー等の施術に必要な器具、材料、化粧品及び応急薬品</p>
---	--

7 実地試験のモデルは、各自が同伴すること。ただし、美容師試験に係るモデルは、なるべし年齢18歳から30歳までの者で、髪に著しい癖のないものであること。

8 その他

- (1) 出願者には、受験通知書を試験の前日までに郵送するので、受験願書に必ず住所を明記すること。
- (2) 試験について不明の点がある場合は、住所地を管轄する保健所又は鳥取県厚生部衛生課に照会すること。
- (3) 文書による照会には、15円切手を同封すること。

雑 報

次の物は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の規定により一時保護を加えた児童の所持していたものであるが、この物について返還請求権を有する者は、昭和42年9月29日から6箇月以内に申し出らるべし。

昭和42年9月29日

鳥取県中央児童相談所長

物の種類	名称	数量	形 状	児童が物を所持するに至った経緯	保管場所
カメラ	ペトリ	1箇	黒革ケース付 キレンズ2.8mm	昭和42年8月13日 午後6時頃鳥取市 吉方区269番地 飲食店川口正雄 の店舗において 所有者不詳のカメラ を窃取したものを	中央児童相談所

正 誤

鳥取県立図書館規程及び職員職の職の設置に関する規則の一部を改正する規則（昭和四十二年九月鳥取県教育委員会規則第五号）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	段	行	誤	正
十七	上	七	第六条二項	第六条第二項